

病状説明などの時間帯について～ご協力をお願い～

当院では、患者さんに安全で安心な医療を提供する一環として、病状や治療方針の説明を丁寧にわかりやすく行うとともに、できるだけご家族のご意向に沿った時間で実施してまいりました。

しかしながら、昨今、医師、医療従事者の長時間労働が社会問題となっており、厚生労働省が推進する医療従事者の長時間労働改善について取組みが求められています。

このことから、当院では、医師をはじめとする医療従事者の負担軽減と労働時間の短縮に向けた取組みの一つとして、病状などの説明については、医師が緊急に必要と認めた場合を除き、以下のとおりとさせていただきます。

病状や手術・検査などの説明対応時間

平日の9:00から17:00まで

※病状の急変や緊急時など医師が必要と判断した場合には、この限りではありません。